

## こどもたちの健やかな成長を願って… 民生委員児童委員からのお知らせです。

去る5月10日（木）に開催されました、平成19年度第1回全国民生委員児童委員連合会評議委員会におきまして、「本会における児童虐待防止への取り組みについて」が採択されました。この取り組みは、児童虐待の防止及び早期発見における地域住民から民生委員児童委員への相談・情報提供を促すために、地域住民に呼びかけるものです。ますます深刻化する児童虐待を防止するために、地域の皆さんのご理解ご協力をお願いいたします。

### 地域住民のみなさんへ 地域社会から児童虐待をなくしましょう！

地域住民のみなさんへ児童委員（主任児童委員）からお願いします。（児童委員は、民生委員です）子どもたちを児童虐待から守りましょう。多くの子どもたちが児童虐待によって傷つき、成長・発達が妨げられ、著しい場合は尊い命さえ奪われています。虐待はきわめて重大な人権侵害です。あなたの近くに虐待を受けていると思われる子どもはいませんか。「おかしい」「何か変だ」と気づかれたら、どんな些細なことでも私たちにお知らせください。プライバシーは必ず守ります。

私たち児童委員は市区町村、児童相談所などと協力して、児童虐待の予防や対応を行っています。子どもたちのSOS（状況や様子の変化）に気づいてください。児童虐待をなくすために、地域の方々のご協力をお願いします。

### 全国民生委員児童委員連合会 下野市民生委員児童委員協議会

お住まいの地域の民生委員児童委員をお知りになりたい方は、下野市社会福祉課（☎52-1112）まで、お問合せください。なお、児童虐待に関することは、児童福祉課（☎52-1114）まで、連絡くださるようお願いします。

## ご存知ですか？ 障害に関する手当には次のものがあります

病気や事故などによって障害が残った人や寝たきりの状態になった人を対象に次のような経済的支援制度があります。

#### ●特別障害者手当

対象者	精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に対し手当を支給しています。
手当額	1人につき月額26,440円
支給制限	障害のある方が、次のいずれかに該当する場合は受給する資格がありません。 ・施設等に入所しているとき ・病院または診療所（老人保健施設を含む）に継続して3か月以上入院しているとき ※本人、その配偶者または扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定額以上ある場合は、手当の支給が停止されます。

#### ●障害児福祉手当

対象者	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に対し手当を支給しています。
手当額	1人につき月額14,380円
支給制限	障害のある方が、次のいずれかに該当する場合は受給する資格がありません。 ・障害による公的年金を受けるとき ・児童福祉施設等に入所しているとき ※本人、その配偶者または扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定額以上ある場合は、手当の支給が停止されます。

#### ●特別児童扶養手当

受給資格	身体障害者手帳のおおむね1～3級、あるいは療育手帳A～B程度の障害をもつ児童を養育している方に対し手当を支給しています。
手当額	障害等級1・2級（一部3級含む）A1・A2等 対象児童1人につき月額50,750円 障害等級3級（一部4級含む）・B1等 対象児童1人につき月額33,800円

#### ●重度心身障害児扶養手当

対象者	20歳未満の重度心身障害児（身障手帳1・2級、療育手帳A1・2等を所持する児童）を養育している方に対し手当を支給しています。
手当額	月額 1,000円

#### ●特定疾患患者福祉手当

対象者	一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券、特定疾患登録者証の交付を受けている方に対し手当を支給しています。
手当額	月額 2,500円

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉グループ ☎52-1112